

会費及び入会金規則

一般社団法人 日本鍛圧機械工業会

定款の規定により、入会金及び会費の負担基準並びに負担の方法を次の通り定める。この規則の改定は総会決議事項とする。

第1条 入会金は、100,000円とし入会の際に納入する。ただし特に理事会が特段の定めをする場合はこの限りでない。

第2条 会費の負担基準は次の通りとし、四半期分をその期の最初の月迄に納入する。

1. 会費負担の額は、基本負担額、企業規模負担額、売上高規模負担額の合計額とする。
2. 基本負担額は月額25,000円とする。
3. 企業規模負担額は、鍛圧機械関連従業員数に応じて別表(1)企業規模負担額表に定められた額をその月額とする。
4. 売上高規模負担額は鍛圧機械部門の過去7年間平均売上高に応じて別表(2)鍛圧機械売上高規模負担額表に定められた額をその月額とする。
5. 連結子会社も正会員の場合は、連結子会社は基本負担額と企業規模負担額を納付し、売上高規模負担額については親会社の子会社も連結した売上高により納付するものとする。
6. 企業規模負担額及び売上高規模負担額は2事業年毎の12月に実施する会員の決算期(主に3月期)での売上高の調査に基づき、翌年度(奇数年度)及び翌々年度の負担額を決める。報告対象期間(月期)を変更する場合は毎年4月1日の前日までに本会事務局に届けなければならない。

附 則

- 1985年05月28日制定 1985年04月01日から適用。
1994年01月14日改定 同日から適用。
2008年05月22日改定 2008年04月01日から適用。(賛助会費アップ、200億円以上アップ)
2008年11月11日改定 同日から適用。(本規則改定は総会決定事項)
2010年05月20日改定 2011年04月01日から適用。(7年平均売上高適用、賛助会員廃止)
2012年05月17日改定 2012年04月01日から適用。(鍛圧機械部門の企業規模で会費負担)
但し2012年1月以降の新入会員には早期適用可とする。

別表(1) 企業規模負担額表

企業規模負担額は、会員の決算年度末における鍛圧機械関連従業員数を基準として次表のとおりとする。

企業規模	月負担額
イ 鍛圧機械関連従業員500名以上の会員	30,000円
ロ イに該当しない会員であって鍛圧機械関連従業員300名以上の会員	20,000円
ハ イまたはロに該当しない会員であって鍛圧機械関連従業員100名以上の会員	10,000円
ニ イ、ロまたはハ以外の会員	3,000円

別表(2) 鍛圧機械売上高規模負担額表

売上高規模負担額は、鍛圧機械の年間平均売上高を基準として次表のとおりとする。

鍛圧機械年間平均売上高		月負担額
a	3 億円未満	3,000 円
b	3 億円以上	5 億円 "
c	5 億円 "	10 億円 "
d	10 億円 "	20 億円 "
e	20 億円 "	30 億円 "
f	30 億円 "	40 億円 "
g	40 億円 "	50 億円 "
h	50 億円 "	60 億円 "
i	60 億円 "	70 億円 "
j	70 億円 "	80 億円 "
k	80 億円 "	90 億円 "
l	90 億円 "	100 億円 "
m	100 億円 "	110 億円 "
n	110 億円 "	120 億円 "
o	120 億円 "	130 億円 "
p	130 億円 "	140 億円 "
q	140 億円 "	150 億円 "
r	150 億円 "	160 億円 "
s	160 億円 "	170 億円 "
t	170 億円 "	180 億円 "
u	180 億円 "	190 億円 "
v	190 億円 "	200 億円 "
aa	200 億円 "	220 億円 "
ab	220 億円 "	240 億円 "
ac	240 億円 "	260 億円 "
ad	260 億円 "	280 億円 "
ae	280 億円 "	300 億円 "
af	300 億円 "	320 億円 "
ag	320 億円 "	340 億円 "
ah	340 億円 "	360 億円 "
ai	360 億円 "	380 億円 "
aj	380 億円 "	400 億円 "
ak	400 億円 "	295,000 円